

【第116条の2(マル施)】

施設等入所のために泉大津市外に住民票を置く方について

泉大津市を転出し、下記の対象施設に直接入所する場合は、引き続き泉大津市国民健康保険に加入いただくことになりますので、泉大津市保険年金課での手続きが必要です。

(対象の施設等)

病院または診療所

養護老人ホームまたは特別養護老人ホーム・有料老人ホーム・軽費老人ホーム・サービス付高齢者住宅・介護保険施設(介護老人保健施設等)

障害者支援施設・共同生活援助施設(グループホーム)・児童福祉施設 等

届出に必要なもの

・手続きにお越しの方の本人確認書類

※ 運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真付きの本人確認書類で現住所・氏名・生年月日の確認ができれば、資格確認書等は即日交付できます。
※ 別世帯の方が手続きをする場合は委任状が必要です。

・対象の方の国民健康保険証等

※ 70歳以上の方は高齢受給者証も必要です。

・入所証明書 または 在園証明書

・住民票(居住する施設等の住所のもの)

・対象の方の個人番号(マイナンバー)がわかるもの

(マイナンバーカードまたは上記住民票で個人番号が記載されたもの)

注意事項

・届出した住所から変更した場合は、再度申請が必要です。

・特例に該当しなくなった場合は、届出が必要です。

